

無線電力伝送研究専門委員会 各種委員会・執行委員会規程

2016年7月1日初版

2017年9月13日改訂

第1条 (委員会の目的)

無線電力伝送研究専門委員会(以下 WPT 研専)の活動および運営を円滑でかつ効率よく進めるために、WPT 研専のもとに、必要に応じて委員会を設置する。

第2条 (委員会の設置及び廃止)

委員会の設置及び廃止は、WPT 研専委員長が提案し、WPT 研専の承認によって決定する。

2 本規程施行時、以下の各種委員会を設置する(今後新設、廃止が可能である)

- ・ワークショップ委員会
- ・国際委員会
- ・コンテスト委員会

第3条 (各種委員会委員長)

各種委員会には委員長を置く。

2 委員長は、WPT 研専委員長が提案し、WPT 研専の承認を得ることによって決定する。

3 委員長は1名とする。

第4条 (各種委員会幹事)

各種委員会には幹事を置く。

2 幹事は、その委員会委員長が指名することによって決定する。

3 幹事は原則として1名とする。

第5条 (各種委員会委員)

各種委員会委員は、その委員会委員長が指名することによって決定する。

第6条 (各種委員会委員長、幹事、委員の任期)

各種委員会委員長、幹事の任期は2年1期を基本とする。2期の重任も妨げないが、引続き2期を越えての重任は認めない。1期あたりの任期は、電子情報通信学会(以下、当学会)の通常総会の翌日から翌々年の通常総会の日までとする。

2 各種委員会委員の任期は2年1期とし、3期の重任を基本とする。原則として、引続き3期を越えての重任は認めない。1期あたりの任期は、当学会の通常総会の翌日から翌々年の通常総会の日までとする。

3 任期中の退任に伴う新任者の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 (各種委員会会議の開催)

各種委員長は、各種委員会を召集する。

第8条 (WPT 執行委員会の構成及び目的)

WPT 研専委員長、副委員長、幹事及び幹事補佐から構成される WPT 研専執行部、各種委員会委員長と幹事、及び WPT 研専委員長に指名された者から構成される委員会(以下 WPT 執行委員会)を設置する。

2 WPT 執行委員会は、研究会の運営を円滑に進めるために、WPT 研専執行部と各種委員会間の連絡

と意見交換を行う。また、WPT 研の将来に向けた中長期計画と将来ビジョンを検討し、WPT 研専に提案する。

第9条 (WPT 執行委員会の委員長, 幹事)

WPT 執行委員会委員長は、WPT 研専委員長とする。

2 WPT 執行委員会幹事は、WPT 研専幹事とする。

第10条 (WPT 研専執行部, 各種委員会, 執行委員会の関係)

WPT 研専執行部は、WPT の日常的な運営と実務を担務し、各種委員会における委員会活動の連携と調整を行う。

各種委員会は、本規程に定める各種委員会の担務について検討を行い、関係する各種委員会の運営方針を WPT 研専に提案し、WPT 研専に承認された運営方針に基づく活動計画を実施する。

WPT 執行委員会は、WPT 研専執行部と各種委員会間の連絡と意見交換の場として、第 8 条 2 項に定める目的を達成するために活動を行う。

2 上記の関係を付図 1 に示す。

【各種委員会の担務】

第11条 (ワークショップ委員会の担務)

ワークショップ委員会は、以下に示す、ワークショップ開催に関する企画・運営・調整に関する検討と実施を行う。

- WPT 研が主催するワークショップの企画・運営。
- 他学会が開催するワークショップとの共催の調整。
- その他、ワークショップ開催に関する事項全般。

第12条 (国際委員会の担務)

国際委員会は、以下に示す、WPT 研の国際活動の企画・実施および海外学会との渉外活動に関する検討と実施を行う。

- 研究会の海外開催計画と運営
- 当学会または WPT 研が主催・共催する国際会議および国際集会に関する企画・運営・調整。
- 海外関連学会との協調。
- その他、WPT 研の国際活動に関する事項全般。

第13条 (コンテスト委員会の担務)

コンテスト委員会は、以下に示す、WPT 研が主催するコンテストに関する検討と実施を行う。

- コンテストの企画・運営。
- コンテスト賞の選定と表彰式。
- その他、WPT 研コンテストに関する事項全般。

【その他】

第14条 (本規程の改正)

本規程は、WPT 研専委員長が発案し、WPT 研専がその改正案を承認することによって改正される。

付図1 無線電力伝送研究専門委員会, 各種委員会, 執行委員会の関係

